平成２６年（フ）第１３７３号
横浜市南区中村町３丁目188番地５　みよし荘308
債務者　藤元　　崇（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９３号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地３棟608号
債務者　大和　忠道
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４００号
横浜市中区本郷町３丁目241番地　201号室
債務者　牧田　早苗
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１０号
横浜市緑区東本郷６丁目３番２―1348号
債務者　杉田　　忠
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４２７号
横浜市神奈川区中丸17番地　ひかり荘102号
債務者　友永　健一
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３６号
横浜市栄区飯島町2392番地１
債務者　尾崎　詔子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４５号
神奈川県鎌倉市植木170番地３　吉田ハイツ202
債務者　松村　　稔
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６６号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目27番地の６
債務者　松谷　邦男
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６７号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目27番地の６
債務者　松谷美由紀
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産管財人変更及び債権者集会招集の期日変更

平成２６年（フ）第１４８号
愛知県一宮市時之島字手招27番地の１
破産者　昭和化成有限会社
1　破産管財人　佐藤浩史が死亡したので、次の者を破産管財人に選任する。
新破産管財人　弁護士　北口　雅章
2　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後２時
平成26年９月４日
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２号
岐阜県揖斐郡池田町田畑701番地12
清算株式会社　中和木材市売株式会社
1　決定年月日　平成26年９月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所大垣支部

平成２６年（ヒ）第１０２号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　株式会社町田農園
代表清算人　碇　　信市
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

平成２６年（ヒ）第１０４号
鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名153番地
清算株式会社　株式会社町田機動
代表清算人　碇　　信市
1　決定年月日　平成26年９月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第３号
北海道帯広市大通南17丁目12番地
清算株式会社　サン・デノン工業株式会社
代表清算人　小山　賢次
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権者株式会社まりもハイヤー（以下、「甲」という。）は、清算株式会社サン・デノン工業株式会社（以下、「乙」という。）に対し、協定債権の全額につき債務を免除する。
2　協定債権者海野利雄（以下、「丙」という。）は、乙に対し、協定債権の全額につき債務を免除する。
3　協定債権者小山賢次（以下、「丁」という。）は、乙に対し、協定債権の全額につき債務を免除する。
4　協定債権者独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「戊」という。）は、乙に対し、協定債権の全額につき債務を免除する。
5　第１項、第２項、第３項及び第４項の債務免除の効力は、本協定の認可決定が確定した日に発生する。
6　本件協定の認可後、乙に新たな財産が発見されたときは、乙は、これを速やかに換価し、甲、丙、丁及び戊に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、開始決定日における各協定債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては、甲、丙、丁及び戊が第１項、第２項、第３項及び第４項の規定により行った債務の免除は、上記弁済の限度で効力を失うものとする。
釧路地方裁判所帯広支部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第５０号
川崎市川崎区大師駅前１丁目８番２号
再生債務者　株式会社松慶
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年９月１日
東京地方裁判所民事第20部